「有機農業の推進に関する基本的な方針（案）」に寄せられた
ご意見等の概要とご意見等に対する考え方について

平成１９年3月
農 林 水 産 省

１．概　要

「有機農業の推進に関する基本的な方針（案）」について、以下のとおり、意見募集を行った。

（１）意見募集期間：平成１９年３月１日（木）～平成１９年３月１５日（木）
（２）告知方法：ホームページ、プレスリリース
（３）意見提出方法：郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか

２．提出件数

５７５件（意見提出者２１９名）
※　提出意見・情報の中には複数の項目について言及されているものがあり、提出意見はのべ件数である。

３．意見・情報の概要

提出されたご意見等の内訳は以下のとおり。

（１）有機農業の推進に関する基本的な方針全般	７４件
（２）はじめに	２７件
（３）第１　有機農業の推進に関する基本的な事項	１６件
（４）第２　有機農業の推進及び普及の目標に関する事項	１０件
（５）第３　有機農業の推進に関する施策に関する事項	３９５件
（内訳）	
①　有機農業者等の支援	２４９件
ⅰ）有機農業の取組に関する支援	１１４件
ⅱ）新たに有機農業を行おうとする者の支援	２８件
ⅲ）有機農業により生産される農産物の流通・販売面の支援（有機ＪＡＳ関係も含む）	１０７件
②　技術開発等の促進	３５件
③　消費者の理解と関心の増進	６８件
④　有機農業者と消費者の相互理解の増進	２３件
⑤　調査の実施	１１件
⑥　国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援	３件
⑦　国の地方公共団体に対する援助	６件
（６）第４　その他有機農業の推進に関し必要な事項	１９件
（内訳）	
①　関係機関・団体との連携・協力体制の整備	８件
②　有機農業者等の意見の反映	４件
③　基本方針の見直し	７件
（７）その他	３４件

４．提出されたご意見等に対する考え方・対応

別紙のとおり

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
(1) 基本方針全般	基本計画案は有機ＪＡＳとの整合性を重視しすぎ。	1	基本方針では、有機農業の推進に関する法律に定める有機農業の定義に基づき、有機ＪＡＳ規格に基づく取組に限定することなく対象を幅広く捉え、その推進を図ることとしております。このため、有機農業の定義や支援の対象を有機ＪＡＳの取組に限定、使用資材の同一性を確保すべきとのご意見は、法律に趣旨に沿わないことから反映できないと考えております。なお、基本方針案において、「有機農業者」は、有機ＪＡＳ認定事業者以外の農業者を含んでおります。
	有機JAS認定者以外も含めて「有機農業者」と総称すべき。	1	
	有機JAS認証を受けていない有機農業者の存在を重視すべき。	1	
	有機ＪＡＳ認定が無くとも、本法の定義に該当する取組は支援の対象となるのか。	1	
	有機ＪＡＳ法がある以上、対象とする農業者および有機認定事業者は、有機ＪＡＳ認定農家および事業者に限るべきであると考える。	1	
	「有機農産物の日本農林規格」との関連性がわかりにくいので、「『日本農林規格』に基づく有機農産物を生産することを有機農業」と定義したほうが良い。	1	
	有機ＪＡＳ制度と本法の、使用可能な農薬についての取扱の同一性の確保。	1	
	本法と有機ＪＡＳの違いを明確にすべき。	3	有機農業の推進に関する法律は、有機ＪＡＳの取組に限定することなく有機農業の対象を幅広く捉えて推進することを明確にしており、基本方針であえて有機ＪＡＳとの違いを記述する必要はないと考えております。なお、今後の施策の推進に当たっては、誤解の生じないよう十分に留意してまいりたいと考えております。
	有機農業推進法により昔のように有機ＪＡＳではないのに有機を称した農産物が出回ることを懸念。	2	有機農業により生産される農産物の表示については、表示に対する消費者の信頼を確保するため、有機農産物等の表示ルール・検査認証制度に基づく適正な表示を推進することを基本方針に明確に位置づけています。
	ＪＡＳ有機表示との整合性を保持しながら、推進を行うことが必要。	1	

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
	「有機農業」と「環境保全型農業」は異なるものである。	11	「有機農業」と「環境保全型農業」は、農業生産に由来する環境への負荷を低減するという点において共通する面があります。一方、生産・流通の実態、技術的な対応等に関し、化学肥料及び農薬を使用しないこと等を前提とする有機農業と、環境保全型農業とは異なる点が多いと考えられることから、こうした有機農業の実態、特徴を十分に踏まえてその推進に取り組むことが必要と考えております。
	有機農業も環境保全型農業の一形態として推進すべき。	1	
	有機農業に対する理解が不足しているのは消費者だけではなくすべてに共通。	1	基本方針案は、有機農業の推進に関する法律に定める基本理念に即し、国は地方公共団体と連携して、有機農業者等の協力を得つつ、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じることを内容としており、ご意見については反映されていると考えております。
	政府も地方自治体も是非、農業者が有機農業を持続できるよう政策・法律を整えて欲しい。	1	
	安全で安心して食べられる、そして美味しい有機農産物が増える取組を進めてほしい。	2	
	有機農業は、その地に生きた人々が幾世代を経て伝え、深い経験と知恵と技を引き継いできた農業。有機農業の貴重な学びの師である先達の存在が、取りこぼされることのないよう、細やかに手厚く行き届いた策を盛り込むようお願いする。	1	
	有機農業の理念を踏まえた基本方針とすべき。	1	
	有機農業は環境に、劇的ではないにしろ積極的に貢献する素晴らしい生産活動。デメリットを並べ立てて、推進するのも一つの方法かもしれないが、もっと有機農業が素晴らしいから 推進する…ということの感じられる文面にされたい。	1	基本方針案において、有機農業が品質・収量の低下が起こりやすい取組である旨の表現は、特にそれが必要でない場合は用いないように修正を行っており、ご意見については反映されていると考えております。

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
	基本方針案は内容に具体性がなく、これで有機農業を推進できるとは思えない。	1	基本方針は、今後の有機農業の推進に関する基本となる事項を定めております。今後、基本方針に即して、地方公共団体とも連携して、具体的な施策を推進することとしています。
	畜産飼料の有機農業による生産をどんな方向で考えていくのか見えない。例えば、減反田や遊休農地における飼料生産や放牧を可能にするための研究、助成を検討する必要がある。	1	
	有機畜産についての考え方を盛り込んで欲しい。	1	有機畜産とは、一般的に農業の自然循環機能を活用し、周辺生態系との調和に配慮した持続的な農業の取組の一つと考えられます。また、有機畜産の生産物は、環境保全、家畜福祉等の様々な条件を満たして生産されたものと考えられます。 このことから、環境保全に資する取組という面で、基本方針案に「有機畜産」の考え方は盛り込まれていると考えております。
	人糞尿･汚泥肥料を使った資源循環型農業を推進している生産者の努力をそがない為に、有機農業と有機農業ではないが資源循環を含めた環境保全型農業もバランスよく普及推進できる取組みがなされるように指導願いたい。	1	有機農業の推進に関する法律では、有機農業を農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する農業生産の方法を用いて行われる農業と定めており、こうした観点から、資材の適切な選択･利用が行われるよう指導、推進することが必要と考えております。
	下水汚泥や集落排水汚泥が天然物１００％ということはあり得ないと考える。本法では環境負荷の低減に寄与する下水汚泥の農地への利用は促進されるべきと考えるが如何。	1	
	たい肥等の過剰施用を行う農法を本法の支援対象から除外すべき。	1	
	たい肥の原料も硝酸塩や重金属に留意すべき。	1	

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
	「有機農業」を化学肥料と農薬を使わない農業と定義すべき。	1	基本方針に基づき推進を図る有機農業は、有機農業の推進に関する法律に定義した取組であり、この定義においては化学肥料・農薬を使用しないことを基本とし、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する取組とあることから、新ためて定義する必要性はないと考えております。なお、遺伝子組換え技術については、既に法律において、有機農業は遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とすることを定義しております。
	遺伝子組換え技術を使用しない旨を明記すべき。	1	
	有機農業のみが環境に配慮したり、生産物が安全だという誤ったイメージを植えつけることを目的とするのではなく、単に有機農業への支援を強化することが目的であること明記すべき。	1	基本方針は、有機農業のみが環境に配慮したり、生産物が安全であるとのイメージを植えつけることを目的として定めるものではありません。また、有機農業については、有機農業の推進に関する法律に定めのあるとおり、農業生産に由来する環境への負荷を大幅に低減し、消費者の需要に対応した農産物の供給に資する取組であることから、同法律に基づき、生産・流通・消費それぞれの側面からその推進を図ることが必要と考えております。
	品質・収量の低下が起こりやすいという課題のある有機農業を、食料自給率向上が求められているわが国で推進することは妥当なのか。	1	
	国は有機農業に対する消費者の理解を増進することだけに努力していただきたい。有機農業者への支援は一切不要。	1	
	有機農業は、農業の「最良の形態」なのか「選択肢の一つ」なのか基本方針の真意が読み取れない。	1	
	国が安全といっている農薬を基準どおりに使って、食料安定生産、自給率向上を目指す一般の農家の取り組みに水を指さぬよう、有機農業を特出ししないで施策推進すべき。	1	
	国の施策として有機農業を推進することは、現在の食料生産の大部分を支えている栽培方法を否定するもの。有機農業の推進は理念にとどめ、具体的な取組は生産現場の自主的な対応に任せるべき。	1	
	近代農法の問題点を明記すべき。	2	近代農法が現在一般に行われている農法とすれば、環境配慮という観点では、既に食料・農業・農村基本計画に基づき、わが国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換する取組を推進しているところであり、ご意見を反映することはできないと考えております。

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
	有機農業の推進は、生産者、流通･消費者等関係者が主導し、それを都道府県が支援するようにすべき。	1	有機農業の推進に当たっては、農業者その他の関係者及び消費者の意見を十分に反映することを基本方針案に記述しており、これらの者が積極的に有機農業による農産物の生産･流通等に取り組めるよう国及び地方公共団体は支援に努めることが必要と考えております。
	有機農業を積極的に推進すべき。	1	基本方針は有機農業を推進するために策定するものであります。また、基本方針案について、有機農業の推進は食料･農業･農村基本計画に即したものである旨を記述する修正を行ったところであり、農業政策での位置づけを明確にすべきとのご意見は反映されていると考えております。
	有機農業を農業政策の重要な柱として位置づける必要。	1	
	農業政策の中での有機農業推進の位置づけを明確にすべき。	1	
	有機農業･自然農法を応援するようなシステムを整備していただきたい。	1	有機農業の推進に関する法律に定める基本理念に即し、生産･流通･消費それぞれの側面から有機農業の推進に関する施策を総合的に講じることを基本方針案の内容としており、ご意見は反映されていると考えております。
	これまでの農業政策の延長上ではなく、抜本的な施策により、これまで量的拡大がなし得なかった有機農業の推進を図るべき。	1	
	基本方針は、食料･農業･農村基本計画ではなく有機農業推進法の理念に沿ったものであるべき。	1	
	有機農業者の実態を確認しながら有機農業を推進すべき。	1	有機農業の推進に当たって、有機農業の実態や有機農業者等の意見を把握するため、パブリコッメントの募集、有機農業者との意見交換、現地調査等を行うことなどを基本方針案に記述しており、ご意見は反映されていると考えております。
	化学物質被害をなくすための施策としての位置づけをすべき。	1	有機農業を推進する目的、施策の位置づけは、有機農業の推進に関する法律に定める基本理念に沿ったものである必要があり、ご意見を反映することはできないと考えております。

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
	有機農業を核として地域全体を環境保全型農業に転換していく地域ビジョンの策定をすべき。	1	基本方針案において、有機農業を核とした地域振興計画を策定した地域に対し、計画の達成に必要な支援を行うことを記述しており、ご意見は反映されていると考えております。
	「環境保全型農業」「エコファーマー」等の呼称は安全・安心をイメージさせるので廃止すべき。	1	環境との調和のとれた持続性の高い農業生産の推進に当たって、「環境保全型農業」、「エコファーマー」の呼称は有効と考えていることから、ご意見を反映することはできないと考えております。
	パブリックコメントの期間を長くすべき。	1	本基本方針案におけるパブリクコメントの期間は、他の法令に基づき定める方針や計画にかかるパブリックコメントの期間を参考に設定しており、妥当と考えておりますが、今後の参考とさせていただきます。
	小規模有機農業を支援の基本とすべき。	7	有機農業者等の支援のための施策を講じるに当たっては、他の農業政策との整合性、公平性に留意しつつ、有機農業の実態を踏まえたものとなるよう努めていきたいと考えております。
	通常の農法による環境負荷の実態を国民に示すべき。	1	農業は、二次的自然環境を形成する農地において行われており、農業生産活動が適切に行われることによって自然環境の保全、良好な景観形成等の機能を発揮する面がある一方、効率の過度の追求、肥料や農薬の不適切な利用などによって環境に負荷を与える恐れもあります。農林水産省では、これまで問題となった事例についての調査結果などを公表しつつ、環境負荷の低減に努めてきております。今後とも実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
	安全かつ良質な農産物を消費者が容易に入手できるようになるためには、表示や品質、価格が消費者に納得してもらえるようにすることが必要。	1	消費者が容易に有機農業により生産される農産物を入手できるよう、適正表示の推進、品質･収量を安定的に確保するための技術体系の確立･普及、消費者の理解の増進など生産･流通･消費それぞれの側面から有機農業の推進に関する施策を総合的に講じることを基本方針案に記述しており、ご意見は反映されていると考えております。
	有機農業には、肥料の施用ではなく土づくりが重要。	1	今回いただいたご意見を含め、有機農業を実践されている方々の指導･助言、協力を得ながら、有機農業に関する技術体系の確立に取り組んでいきたいと考えております。
	生産者に有機農業による農産物の生産を誘導するため、最初は一部の農薬について使用を許可することが必要。	1	有機農業の推進に関する法律において有機農業は、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと等を基本とすることを定めていることから、本法律に基づき推進を図る有機農業は、この定義に従ったものである必要があると考えております。なお、農林水産省では、食料･農業･農村基本計画に基づき、我が国農業生産全体を環境保全を重視したものに転換する取組を推進しており、こうした取組も有機農業の裾野の拡大に資すると考えております。
	農地以外にも森、川、地下水といった農作物への物質供給源となる部分の保全も必要。	1	農地、ひいては農作物に間接的に様々な物質を供給している森林、河川、地下水の環境保全についても、関係省庁と連携して取り組んでいるところです。
	有機農業の推進に関して国が行う施策の責任範囲の明確化が必要。	1	有機農業の推進に関して国が行う施策は、基本方針に掲げております。具体的内容については、今後、施策を具体化する際に明確にしてまいりたいと考えております。

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
(2) はじめに	有機農業が慣行農業に比べて環境への負荷を大幅に低減するものである根拠を明示する必要があるのではないか。	2	有機農業は、①不適切な利用によって環境に負荷を与える恐れのある化学肥料、農薬を利用しないことを基本とする取組であることから、これらを利用する通常の農業生産活動に比べて環境への負荷を低減する。②混作や輪作の実施、化学合成農薬ではなく天敵昆虫を利用した防除などによって通常の農業生産活動と比べて豊かな生物相を育む効果がある取組であると考えております。なお、基本方針の性格上、そこで用いている表現についての根拠を一つ一つ示すことは適当でなく、ご意見は反映できないと考えております。
	有機農業と生物多様性の関連を明記することが必要。	1	
	「生態系等の機能を活用して作物の健全な生育環境や病害虫の抑制を実現する」とした根拠を明示すべき。	1	
	慣行農業では安全かつ良質な農産物の生産はできないのか。	1	基本方針案には、有機農業の推進に関する法律に基づき、食料に対する需要が高度化し、かつ、多様化する中で、有機農業が安全かつ良質な農産物に対する消費者の需要に対応した農産物の供給に資するものであるとしております。これは、慣行農業と有機農業の比較をしているものではありません。今後の推進に当たって誤解の生じないよう努めてまいります。
	慣行農業と有機農業という「技術の違い」によって、安全性や品質において、有意の差があるのか。もし有意の差がないとすれば、有機農業による農産物が安全面、品質面で慣行農業に比べて優位であるという誤認を与えることにならないか。	1	
	有機農業を推進する以前に現在の慣行農業の問題をピックアップし、その改善を図ることが重要。	1	慣行農業については、食料・農業・農村基本計画に基づき、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換するため様々な取組を推進しているところです。
	農業者の自主性の尊重という点については、画一的な対応はしないということだけではなく、周辺農家の合意形成を得た上で有機農業を推進する等の表現を検討願いたい。	1	基本方針案には、「地域の実情、農業者その他の関係者の意向への配慮がないままに（中略）画一的に進めることのないよう留意する」と記述しており、ご意見は反映されていると考えております。

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
	有機農業を食料自給率向上に寄与するように推進することも大変重要。有機農業の推進に向けた取組を、食料自給率の向上に意識的につなげていく方向性を明記したら良い。	2	有機農業を推進する目的、施策の位置づけについては、有機農業の推進に関する法律に定める基本理念に沿ったものとすべきと考えております。自給率の向上は有機農業に限らず農業全体の重要課題であることから、有機農業の推進を目的とする本基本方針にあえて盛り込む必要性は少ないと考えております。
	海外からの安価な食料の流入に対し、現在の日本の農業政策の転換が必要と考える。このため、品質と安全性や環境に配慮した「有機農業の振興こそ、これからの日本の農業の生き残りの手段の一つだと考えられる」との思想を盛り込まれたい。	1	食料・農業・農村基本計画では、消費者ニーズに即しつつ、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換することを推進し、我が国農業の持続的発展を目指すこととしており、これに沿って有機農業も推進することから、ご意見は反映されていると考えております。
	有機農業が通常の農業に比べて、収量・品質の低下が起こりやすい、労働時間、コストが増大するというのは認識の誤りであり、修正が必要。	7	有機農業を実践されている方々の中には、通常の農業とも遜色ない品質・収量を確保されている例もみられるところですが、収量、労働時間等について、統計データからは格差が認められること、また、転換期における収量・品質の低下も技術的に解決すべき課題と考えていることから、ご意見を反映することはできないと考えております。
	品質・収量の低下は慣行農法から有機に転換する際の一時的現象であり、有機農業の技術的課題というとらえ方は不十分。	1	
	有機農業により生産される農産物について「流通業などは価格を上乗せできる付加価値商品と捉えている」旨を基本方針に加えられたい。	1	流通業者などの具体的な認識について明らかでない中で、ご意見を反映させることはできないと考えております。
	有機農業は生物多様性の保全に資するとあるが、水田で有機農業を行うことは、多少なりともそれに資することはあると思う。しかし、畑で野菜を育てる場合は生物多様性に資することがあるのか疑問。	1	農業は二次的自然環境を形成する農地において行われており、農業生産活動が適切に行われることによって、自然環境の保全等の機能を発揮する面があります。畑作においても、種種の作物を組み合わせて混作や輪作を行うこと、化学合成農薬による防除から天敵利用の防除に変更することなどによって、昆虫や小動物の多様性の維持に資すると考えております。実例でも茶の有機栽培に取り組んでいる地域では、慣行栽培の地域より天敵昆虫が数多く生息しているとの報告もあります。

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
	有機農業について技術的課題がある、有機農業に対する消費者や実需者の理解が十分でないとの認識は改める必要がある。	2	基本方針案では、統計調査やモニター調査の結果をもとに技術的な課題があること、消費者や実需者の理解が十分とはいえないことを記述しており、ご意見を反映することはできないと考えております。
	有機農業の意義や特性について、消費者の理解が不十分であることを明確にする必要。	1	基本方針案では、消費者が、農業の自然循環機能の増進など有機農業に対する消費者の理解が十分でないことを記述しており、ご意見は反映されていると考えております。
	有機農業の推進のために、有機農業者の優れた技術を体系化することが重要。	1	有機農業に関する技術について、有機農業者等の協力を得て、その体系化を目指すことを基本方針案（第2の2の（1））に記述しており、ご意見は反映されていると考えております。
	有機農業は、地域の資源循環、地産地消の要であり、これらの取組を推進するために有機農業を推進するものであることを、有機農業の推進の意義として明記すべき。	1	基本方針案には、たい肥等の生産・流通施設などの支援（第3の1の（1））、地産地消との取組を通じた有機農業者その他の関係者と消費者との交流・連携の促進（第1の4ほか）を記述しており、ご意見は反映されていると考えております。
	環境の保全、限りある資源の有効利用、物質循環を進めるため、汚泥発酵肥料を有機農業推進法に該当する資材として欲しい。	1	有機農業は農業生産活動に由来する環境への負荷をできる限り低減する取組と法律で定めており、こうした趣旨に適合した資材の利用であれば、技術の導入・普及の対象になり得ると考えております。

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
(3) 第1　有機農業の推進に関する基本的な事項	有機農業についての消費者や実需者の理解が未だ十分とはいえないのは、消費者に責任はなく、情報を発信してきた側に問題がある。	1	有機農業に対する消費者、実需者の理解を増進するための施策を講ずる際は、現状をよく把握した上で、これまで有機農業に関する情報を発信してきた方々とも連携･協力して、適切な措置を講ずるよう努めていきたいと考えております。
	技術を十分確立させてから有機農業を推進すべき。	1	基本方針案では、農業者が有機農業に積極的に取り組めるようにするための条件整備に重点を置いて有機農業を推進することとしており、技術の確立は特に重要な取組と位置づけております。
	有機農業が今まで、一部の農家の方の並々ならぬ努力に支えられてきたことを、踏まえていただきたい。	1	基本方針案には、我が国における有機農業が、これまで、一部の農業者等の自主的な活動によって支えられたことを考慮し、これらの者の意見を十分に反映することを記述しており、ご意見は反映されていると考えております。
	有機農業の社会的意義を関係者に浸透させるための労力と資金を国は提供するする必要。	1	基本方針案には、有機農業に対する理解の増進を図るための施策の実施に努めることを記述しており、ご意見は反映されていると考えております。
	農業分野でも国際交流は不可欠であり、各国との情報交換等の重要性を基本方針に追加すべきである。	2	各国との情報交換等の重要性を否定するものではありませんが、先ず我が国での取組の充実が重要であると考えております。ご意見については今後の参考とさせていただきます。
	日本のあらゆる農業者が本来あるべき農業に楽しく取り組めるような仕組みを作ってくれるよう願う。	1	基本方針案は、農業者が有機農業に積極的に取り組めるような条件整備に重点を置いて作成されており、ご意見は反映されていると考えております。
	国産有機野菜等の安価な供給が行われるような取組をお願いする。	3	基本方針案には、消費者が有機農業により生産される農産物を容易に入手できるようにするための取組を記述しており、ご意見は反映されていると考えております。

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
	有機農業者や関係者の自主性を尊重し、民間活動を側面から支援する施策を講ずるべき。	3	基本方針案には、有機農業の推進に当たって有機農業者その他の関係者の自主性を尊重すること、また、民間団体の活動に対する支援に努めることを記述しており、ご意見は反映されていると考えております。
	有機農業の推進に当たっては、農業者の自主性の尊重とあわせて、政策的支援も含むべき。	1	
	有機農業に関して、農業者その他の関係者の自主性を尊重して「流通・販売・生産を画一的に進めないこと」は非常に重要である。	1	
	市町村による、全農家を対象にした法の説明会、資料配付、隣接農地でのドリフトへの配慮等の啓発活動の実施を盛り込むべき。	1	基本方針の性格上、施策について個別具体的に定めることはできませんので、ご意見は施策の具体化に当たって参考とさせていただきます。
(4)第2　有機農業の推進及び普及の目標に関する事項	有機農業にかかる生産金額、販売金額、生産面積、農家数等の具体的数値目標を設定が必要。	4	有機農業については、品質・収量の低下が起こりやすいなどの技術的な課題が未解決であり、また、生産金額等の目標設定に必要な現状の数値が把握されていない中で、これらの具体的な数値目標の設定は困難であります。
	有機農業の新規就農者に対する無利子融資の支援や助成金支援の導入を進めるため、これらの施策について地方自治体が支援の数値目標を定めるよう求める。	1	基本方針に掲げる目標については、有機農業の推進に関する基本理念に即し、設定すべきであり、個別具体的な施策の導入に着目した目標を定めることは適当でないと考えております。
	有機農業の普及指導体制に関する目標ついて、普及指導員の研修には有機農業現場での研修をぜひ加えるべき。	2	基本方針案には、有機農業者の協力を得て、普及指導員に対する研修内容を充実させることを記述しており、ご意見は反映されていると考えております。

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
	消費者が有機農業を理解するのみではなく、理解したことを日々の生活の中で具体化し、主体的な生活行動のできる消費者の育成に着目した目標の設定が必要。	1	基本方針案では、消費者の有機農業に対する理解が十分とはいえない実態に着目し、有機農業の推進に向けて最初に実現すべきこととして、有機農業の取組内容を知る消費者の割合を高めることを目標に掲げたところであり、今後概ね5年間で実現を目指す目標としては妥当なものと考えており、ご意見を反映することはできないと考えております。
	都市生活者や流通サイドの理解と協力が得られ、有機農業が健全に育つ社会的な環境整備に関する目標が必要。	1	
	推進計画策定や体制整備は2年間で完了しないと速やかな計画の実施が望めず、推進の取組に地域間格差が生じることを懸念。	1	推進計画はそれぞれの都道府県における有機農業に関するこれまでの取組、今後の取組にあたっての自主性の尊重等の観点から概ね平成２３年度までにすべての都道府県で策定されることを目指していますが、可能な限り速やかに推進計画が策定されるよう都道府県に働きかけていくことを考えております。
(5) 第3　有機農業の推進に関する施策に関する事項①有機農業者等の支援 ｉ) 有機農業の取組に対する支援	有機農業に関する表彰制度 (生産者、流通、小売りを対象) の創設を望む。	3	基本方針案において、農業者による優良な取組の顕彰を行うことを記述 (第3の3) しており、ご意見は反映されていると考えております。
	有機 (持続可能な循環型) 農業に関する生産者、流通、小売りなどに対する相談窓口の設置が必要。	7	基本方針案において、国及び地方公共団体は有機農業の推進のための活動を効果的に展開できるよう、相談窓口の設置に努めることを記述 (第3の6) しており、ご意見は反映されていると考えております。
	自家採種を含めた有機種苗確保の体制が必要。	5	有機種苗の供給のあり方については、今後の課題とさせていただきたいと考えております。
	有機農業に適した在来種の保護、育成に対する助成、体制整備を要請。	2	品種の維持自体に助成措置はありませんが、ジーンバンク事業を活用した在来品種の保存、特性評価等に努めてまいりたいと考えております。
	国、地方公共団体の地域ごとにあった在来品種の保護、復活、普及の責務を明記すべき。	1	
	自給たい肥の確保と質の向上が重要だと指摘すべき。海外から有機質肥料を輸入するようでは、本格的な有機農業の展望は拓けない。	1	具体的かつ技術的課題であり、今後、有機農業に関する技術を導入･普及するに当たっての参考とさせていただきたいと考えております。

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
	自給率向上に関しては畜産飼料の国産化が特に重要な意味をもっている。その点で国内資源の飼料化を促進していくことも意義あることと考える。そのための第一ステップは飼料生産の有機化を進めることだと考える。	1	国産飼料の生産、利用の拡大を図るため、飼料作物の生産、利用の拡大や国産稲わら等の国産資源の飼料利用の拡大を推進してまいりたいと考えております。
	バイオマスを焦点にした地域循環システムと、有機農業との連携体制が地域の中で重要。	1	作物残渣等のたい肥化やバイオガスなどバイオマスを利用した地域循環システムなど有機農業と連携･活用する取組も、第3の1の(1)「地域における有機農業に関する技術の実証」の中で、対応していくことができればと考えております。
	高額な農業用機械･施設の導入に対する財政的な支援が必要。	2	農業用の共同利用機械･施設の整備を支援するため、強い農業づくり交付金等を措置しております。
	たい肥による土づくりの経費に対する助成が必要。	1	資材費自体に対する助成はありませんが、たい肥製造施設等の共同利用施設の整備については、「強い農業づくり交付金」が措置されております。
	たい肥は良質のものであることが必要。また、農地が産業廃棄物や家畜ふん尿等の捨て場にならないようにすることが大切。	1	土づくりなど有機農業に関する技術の導入を推進するに当たっては、良質なたい肥の生産･利用を確保するとともに、過剰な施肥が行われることのないよう十分留意してまいりたいと考えております。

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
	有機農業者、有機農業を目指す人たちへの支援については、ハード面だけでなく、ソフトに対しても直接の補助等ができる仕組みを策定してほしい。	1	有機農業者等への支援については、技術開発、研修の実施、流通･販売面の支援、消費者への理解の増進や交流等のほか、農業者に対する直接的な支援として農地･水･環境保全向上対策を活用することを基本方針案に記述しております。なお、既存の農家が新たに有機農業を始める場合については、無利子の農業改良資金が活用できます。
	有機農業への転換を進めるために、有機農業の実践に対する優遇税制、奨励金、融資制度、地方財政措置などの措置を取られることを要望する。	3	
	農家の単独利用であっても機械･施設等の整備に対する支援が行われることが必要。	1	
	持続農業法を改正して、「オーガニックファーマー（仮称）」を創設し、有機農業の特性を踏まえた支援をすべき。	1	持続農業法では、たい肥等による土づくりや、アイガモ等を利用した防除など、有機農業に関する様々な技術を普及すべき技術として法律に基づく省令に定め、その導入を支援しております。今後も、持続農業法に基づき、有機農業に関する技術の導入を支援してまいりたいと考えております。
	持続農業法に基づく県の導入指針の定める対象作物について、有機農業の栽培品目を考慮して設定すべき。	1	導入指針に定める対象作物は当該県の判断になります。有機農業者等から申請があればエコファーマーに認定できるように対象作物を拡大することを県に指導してまいりたいと考えております。
	有機畜産を広げるための有機動物飼料の拡大に、助成をお願いする。	1	国産飼料の生産、利用拡大を図るため「強い農業づくり交付金」等を措置しているところであり、これらの支援の活用を検討願います。
	生産されたＪＡＳ有機農産物は国が買い取り、生産者を保護することを要請する。	1	有機農業は、有機農業者等の自主性を尊重しつつ推進することとされており、また、農産物は市場流通することが原則であることから、有機農業の生産物を国が買い取り、販売を保障することは考えておりません。

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
	有機農業の推進と品目横断的経営安定対策が連携する必要があると思う。担い手となるための面積要件が設定されているが（個別経営の場合4ha）、有機農業に取り組む場合、その面積要件の下限を引き下げるべき。	1	品目横断的経営安定対策の経営規模要件は、効率的かつ安定的な農業経営に向けたスタートラインの規模を設定しているものです。 また、有機農業などにより相当水準の所得を確保している場合には、効率的かつ安定的な農業経営に向けたスタートラインに立っていると考えられるため、経営規模に関係なく対象となることができます。
	品目横断的所得安定政の緑のゲタについて、有機大豆・有機麦類に関しては、有機認証団体により確認されている有機認証ほ場の面積を緑のゲタ対象面積とする。もしくは、有機認証団体を通じ農林水産省へ報告しているところの格付け実績により算出すべき。	1	品目横断的経営安定対策における過去の生産実績に基づく交付金の対象品目は、国境措置の水準等により生産条件格差が顕在化しており、再生産確保等を目的とした品目別の経営安定のための価格対策が講じられている、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの4品目が該当します。 具体的には、麦は麦作経営安定資金及び政府買い入れの対象となっている麦、大豆は大豆交付金の対象となっている大豆としています。
	過去の生産実績がない場合に対する支援（担い手経営革新促進事業）の要件に有機ＪＡＳ規格の基準を満たすために系統出荷が困難だった場合の取扱を定めるなどの特例を追加する。	1	担い手経営革新促進事業は、農外からの新規参入や米の需給調整を推進しつつ、担い手の規模拡大や麦、大豆等の生産集約を促進するため、品目横断的経営安定対策の特定対象農産物の作付面積の拡大に必要な経費を助成するものであることから、その対象品目は、品目横断的経営安定対策と同じ取扱いです。
	農地・水・環境保全向上対策のまとまり要件について、要件の緩和や有機農業の特別枠の設置等を望む。	13	有機農業をはじめ化学肥料や化学合成農薬を大幅に低減した先進的な取組については、地域のまとまった取組を支援することにより、地域の環境保全などが効果的に進むほか、こうした取組を通じた農産物のブランド化などを通じて地域農業の振興にも資すると考えております。このため、有機農業を含めた営農活動への支援については、地域でまとまった取組を対象とすることが適当と考えております。
	有機農業推進法に基づく、有機JASとは異なる独自の認定と表示が必要。	1	有機の認証にＪＡＳとは異なる仕組を導入することは流通、販売、消費の現場を混乱させ、消費者の利益を損ねる恐れがあり、適切ではないと考えています。

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
	「農業者･農業者団体の主体的な需給調整システム」について、有機栽培に傾斜配分を行うよう国から指導があると助かる。	1	19年産からの農業者･農業者団体の主体的な需給調整システムは、農業者及び産地が地域の生産振興の観点等を踏まえ、自らの販売戦略に即して主体的な生産を実行していくシステムです。 農業者への生産数量目標の配分については、地域協議会において協議を行い、配分主体となる生産調整方針作成者の合意の下、配分の一般ルールを設定する仕組みとなっています。ご意見でいただいた有機栽培への傾斜配分についても、このルールの中で配分要素として設定することが可能であり、国が指摘するということよりも、地域の協議により設定していただくこととなります。
	有機農業の特徴の一つとして、経費に占める人件費の割合が上がることがあげられるため、シルバー人材･ニートの活用に対して助成を行うようにすべき。	1	シルバー人材やニートを活用するための助成はありませんが、有機農業を主体とする農業法人等の求人情報については、全国新規就農相談センターのホームページ等で情報発信に努めて参ります。
	地域で、先進的に実践してきた農業者に、指導的な役割を果たしてもらうことが、慣行栽培から有機農業への転換を円滑に進めるために重要と考える。	1	基本方針案においては、有機農業を行おうとする者の支援その他で有機農業者と連携･協力して取り組むことを記述しており、ご意見は反映されていると考えております。
	有機農業の実践には病害虫の被害や収量減のリスクもあり、生産者の相当な努力を要するものと考える。したがって、農薬の使用を節減する栽培など有機農業への段階的移行も支援･奨励の対象とし、より多くの生産者が有機農業への移行を目指せるよう検討されたい。	1	有機農業への移行も期待される農薬の使用を節減する栽培などについても、環境保全型農業の推進に関する各種施策により支援を行っております。
	有機農業を進めるためには点でなく面での取組が必要。このため、有機農業への理解を農業従事者に広げるとともに、農業協同組合などの農業団体が組織的に有機農業に取り組むよう支援されたい。	1	基本方針案においては、国は、有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間団体をはじめ、流通･販売業者、実需者、消費者、行政、農業団体等等で構成する有機農業の推進体制を整備し、これらの者と連携･協力して有機農業の推進に努めることを記述しており、ご意見は反映されていると考えております。なお、基本方針案においては、地域でまとまって、有機農業をはじめ環境への負荷を大幅に低減する取組を支援する農地･水･環境保全向上対策や、有機農業を核とした地域振興計画を策定した地域に対し、計画の達成に必要な支援を行うことなどを記述しておりますす。

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
	有機農業を推進するため、農水省及び地方公共団体において有機農業専門の担当部署の設置が不可欠。	1	基本方針案において、生産･流通･販売･消費にわたる有機農業の推進に関する施策を計画的かつ一体的に推進し、施策の効果を高めるため、国及び地方公共団体において、これらの施策を担当する部局間の連携を確保する体制の整備に努めることを記述しており、こうした体制の整備を通じて、有機農業の推進に努めてまいりたいと考えております。
	農業改良資金の名称を「有機ファンド」などとしてはどうか。	1	有機農業のみを対象とした資金ではないため、ご意見を反映することはできないと考えております。
	有機農業に関する技術導入の支援として、技術研修会等のソフト面も加えるべき。	1	基本方針案において、普及指導センターが関係者と連携･協力して農業者への有機農業に関する技術の研究開発の成果の普及に努めることを記述しており、ご意見は反映されていると考えております。
	有機農業に関する技術の導入効果（収量以外の環境保全に関する指標等）を具体的に示すべき。	1	技術の導入効果については、生物多様性の維持など様々な効果が報告されておりますが、その指標をどのように設定するかについては、今後の検討課題と考えております。
	現状より環境負荷の低減ができない有機農業者も持続農業法におけるエコファーマーとして認定すべき。	1	現状より環境負荷低減が出来ない有機農業者であっても、新たな技術の導入等を行う場合は、持続農業法に基づくエコファーマーの認定を受けることは可能です。
	有機農業のモデル地区の育成、実証展示ほ、技術の実地講習、作物残渣等のリサイクル等の拠点作りが必要。	2	基本方針案において、有機農業を核とした振興計画を策定した地域に対し、計画の達成に必要な支援を行うことや、地域における有機農業に関する技術の実証、習得の支援を行うことなどを記述しており、ご意見は反映されていると考えております。
	有機農業に適合する資材等の開発･購入に対する助成をすべき。	2	資材に対する助成はありませんが、紙マルチ田植機などの一部の共同利用機械の導入には強い農業づくり交付金による助成を活用することができます。

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
	有機農業協同組合の設立を要請。	1	一般の農協で支援、推進することが可能と考えており、第4の1の(2)に示したように農協も含めた関係者による連携体制を推進してまいりたいと考えています。 なお、有機農業に関する農協の設立も農協法に基づき可能です。
	有機農業者に対する直接支払制度を盛り込むことを要請。	43	本年4月から、「農地・水・環境保全向上対策」を導入し、地域でまとまって、有機農業をはじめとした化学合成肥料、化学合成農薬を原則5割以上削減する取組に対して、農業者にも配分可能な交付金を交付する新たな仕組みを創設することにより、農業者の取組を直接的に支援することとしております。
	自称有機農業者を有機JAS認定に誘導するため、有機JAS認定農業者への直接支払をすべき。	3	
	有機農業者に対し、助成金、農地提供(安価での貸与含む)などの積極的推進策を講じるべき。	1	
	住宅から100m以内で有機農業を営むものには，住民への健康被害を防ぐ等の公共の利益に帰することから、支援の増額を行うべき。	1	住宅地に近接する農地で農薬散布を行う場合は、住民への健康被害防止のため飛散防止のための措置を講ずるよう指導を行っており、そうした観点で有機農業とその他の取組に違いはないと考えております。

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
ii）新たに有機農業を行おうとする者の支援	有機農業に取り組もうとする新規就農者への支援が不可欠。	1	基本方針案において、有機農業を行おうとする新規就農希望者に対する支援を行うことを記述しており、ご意見は反映されていると考えております。
	新規就農を円滑に推進するため、有機農業のリスクに対応した新たな融資制度の設立を願う。	1	新規就農者に対する直接的な支援は困難でありますが、無利子の就農支援資金、低利の農林漁業金融公庫資金等が措置されておりますので、その活用の促進を図ってまいりたいと考えております。 また、基本方針案において、地域における有機農業に関する技術の実証、習得に対する支援を行うことを記述しており、この取組を通じて、有機農業の現場での研修を推進してまいりたいと考えております。
	有機農業の新規就農者に対し、低利融資を積極的に行うこと、また、有機農業者に対する低利融資を自治体の責務とすること。	1	
	有機農業の新規就農者に対する無利子融資、助成金の創設をすべき。	1	
	有機農家で現場の研修が行えるように研修場所作りに対する補助と、研修が長期になることもあるので、研修に対する補助を願う。	1	
	若年層の農業離れの中で有機農業を推進するため、有機農業への就農期間に応じた支援金制度の創設を要請。	1	
	有機農業の実践（特に新規就農）に関しては周囲の抵抗が強く農地の確保などが非常に困難。有機農業を促進する区域などを認定し、一般の農業者との摩擦を減らす措置を願う。	4	基本方針においては、有機農業を核とした地域振興計画を策定した地域に対し、計画の達成に必要な支援を行うことをはじめ、地方公共団体や農業団体の職員等に対する研修、都道府県、市町村段階における関係者で構成する推進体制の整備に努めることを記述しており、こうした取組を着実に実施することを通じて、農地確保の問題も含め、地域の理解と協力を得つつ農業者が安心して有機農業に取り組めるようにしていきたいと考えております。
	有機農業のための専門の農大等の設置や専門コースの新設を望む。	8	基本方針案において、都道府県農業大学校や就農準備校などによる有機農業に関する研修教育を推進すること、有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間団体とも連携･協力して有機農業を行おうとする者に対する支援を行う旨を記述しており、ご意見は反映されていると考えております。
	新規就農者、希望者に対する相談窓口の設置を必要。	2	
	有機農業を行おうとする人への支援について、有機農業者、有機農業推進団体の役割を明記し、国、地方公共団体、民間との連携強化の方向を明示すべき。	2	

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
	若い世代に、農業全般に触れ合うチャンスをたくさん提供することが重要。このため、「技術の援助」よりむしろ大学教育の充実や有機農業のイメージアップのための映画制作、ドラマ制作などの有機農業のイメージを考えるための「考え方の援助」に努めることが必要。	1	基本方針案の第3の4において、有機農業者と消費者の相互理解の増進を図るため、食育や地産地消、農業・農村体験学習、都市農村交流などの活動と連携して有機農業に対する理解を深めることとしており、この中で、若い世代が有機農業にふれる機会も増えるものと考えております。
	農業改良普及員の養成や、これから有機農業をしたい人に対する支援は、有機農業現場を活用していくことが近道。	2	基本方針案において、有機農業者の協力を得て普及指導員に対する研修を行うこと、地域における有機農業に関する技術の実証、習得の支援を行うこと、普及指導センターを中心に研究開発成果の普及に取り組むことなどを記述しており、ご意見は反映されていると考えております。
	有機農業に関する技術を普及する窓口の創設が必要。	1	
	有機農業に関する技術等の指導には民間の活力を活かす必要。	1	
	新規就農者のためにも有機農法のマニュアル化を図り、情報提供すべき。	1	
iii）有機農業により生産される農産物の流通・販売面の支援（有機ＪＡＳ関係を含む）	有機農業を推進するため、野菜等の流通上の規格の見直しが必要。	1	野菜の農産物の規格については、近年、消費者や実需者が外観に基づく規格を必ずしも求めていないことから、平成14年3月に国の標準規格を廃止しました。
	流通コストに対する助成や商品や情報が流通しやすい環境づくりへの支援を願う。	13	流通コストに対する直接の助成は、有機以外の農産物とのバランスの問題もあり、困難と考えております。商品や情報が流通しやすい環境整備については、基本方針案に示した方向に即して今後、具体化してまいりたいと考えております。
	有機農業の推進は、生産者と消費者が直に触れあう取組が有効であり、農家市場、朝市、青空マーケット等への助成、場所の提供が必要。	21	基本方針案において、農産物直売施設等の整備の支援に努めることを記述しており、ご意見は反映されていると考えております。
	有機農業に関する表彰（生産者、流通、小売りを対象）の実施を要請。	3	基本方針案において、有機農業の推進に関して優良な取組を行った団体を顕彰することを記述しており、ご意見は反映されていると考えております。

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
	不正な情報により消費者の信頼を損なうことがないよう、「指導の徹底と自助努力による有機農業の価値の維持向上」の明記が必要。	1	基本方針案において、有機農産物等の表示ルール・検査認証制度に基づく適正表示を推進すること、有機農業者に対し消費者や実需者との情報の受発信に取り組むよう働きかけることを記述しており、これらを通じて、消費者の一層の信頼確保につなげていきたいと考えております。
	消費者の有機農産物に対する信頼を確保するため、販売業者に売り場の区分け（有機、特別栽培、慣行栽培）を義務付け「ＪＡＳ法遵守の店」ステッカーを配布して表示させＪＡＳ法遵守を徹底させるべき。	1	ＪＡＳ法においては、有機ＪＡＳ規格を満たしたものについてのみ「有機○○」の表示を認めており、これに反する場合は罰則の対象となります。また、特別栽培農産物は、基準を満たさずに「特別栽培農産物」と表示しているものについては、優良誤認を招くとしてＪＡＳ法上の指導の対象となります。 このように、有機や特別栽培は、慣行栽培と区別がつく表示が行われるような表示制度となっており、消費者の有機農産物等に対する信頼を確保するため、国や都道府県がこれらの表示に対する監視指導を行っているところです。
	農産物すべてに、現行の特別栽培農産物に対して実施されている表示ガイドライン適用を拡大し、使用した農薬・化学肥料の情報を開示することを提案。	1	ＪＡＳ法においては、有機ＪＡＳ規格を満たしたものについてのみ「有機○○」の表示を認めており、消費者の信頼を確保するため、登録認定機関による認証を経た生産者等のみが有機ＪＡＳマークを付けることができます。 また、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインは、慣行栽培に比べて、農薬や化学肥料を削減して生産された農産物であることを示し、消費者の購入の際の目安となるよう、一定の基準を定めています。このガイドラインにおいては、農薬等の使用を削減していることなどの生産の特色を消費者に伝えるため、特に、使用農薬等の内訳等を記載することとしています。これに対して、慣行栽培で生産された農産物については、使用した農薬・化学肥料の情報を開示することは、生産者の任意とされているところです。 なお、農産物に使用された農薬や化学肥料についての情報を消費者に伝えることができる生産情報公表農産物のＪＡＳ規格が定められているところです。
	有機、無農薬、農薬使用を区分して表示（農薬は内訳も）すべき。	1	
	有機栽培に関して審査を行うのではなく、農薬や化学肥料の購入者に公表を義務化し有機農業以外の農産物について、使用農薬等を明示する体制への転換を検討していただきたい。	1	

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
	有機（持続可能な循環型）農業に関する生産者、流通、小売りなどに対する相談窓口の設置が必要。	7	基本方針案において、有機農業の推進活動を効果的に展開できるよう、国及び地方公共団体において相談窓口の設置に努めることを記述しており、ご意見は反映されていると考えております。
	化学合成肥料や農薬を削減した農産物の流通について、区分管理や専用流通経路の確立などに取り組むよう農業協同組合はじめ関係各所で検討すべき。	1	基本方針案において、有機農業により生産される農産物の特色を活かした販売を実現するため、有機農産物等の表示ルール･検査認証制度や、生産･出荷情報を提供するネットカトログ等の活用を働きかけることを記述しており、これらの取組を通じて、生産、流通、販売の各段階で有機農業により生産される農産物の適切な取扱がなされるものと考えております。
	有機農業者と消費者の双方向の情報発信、交流の場の設定が必要。	1	基本方針案では、消費者の直売に取り組む有機農業者に対し、消費者や実需者との情報の受発信を働きかけることを記述しており、ご意見は反映されていると考えております。
	日本には70年代から栄えた「提携」という素晴らしい仕組みがあるので、こうした消費者との直接売買の取組を推進することが必要。	1	これまで有機農業の推進に取り組んできた団体等が蓄積したノウハウも活用しつつ、有機農業により生産される農産物の特色を活かした流通･販売を進めることが重要と考えております。
	NGOや地域の団体がリードして消費者と農業者をつなぐ仕組みをつくることが必要。	1	基本方針案において、消費者との情報の受発信や、流通･販売業者、実需者との橋渡しに努めることを記述しており、ご意見は反映されていると考えております。
	生産現場から市場･小売に情報提供することが必要。	1	基本方針案において、生産者に対し、ネットカタログ等を利用した流通･販売業者等との情報の受発信を働きかけることを記述しており、ご意見は反映されていると考えております。
	有機農業により生産される農産物の販路を確保するため、特に学校給食、福祉施設、病院等での利用を促進することが必要。	2	基本方針案において、学校関係者等の幅広い対象に有機農業により生産される農産物の生産･流通･販売等の情報を提供することを記述する修正を行っており、こうした取組を通じて、販路の確保の支援に努めてまいりたいと考えております。

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
	有機農業の推進のため、食味鑑定士による出荷物の検査導入と食味鑑定士の国家資格化が必要。	1	農産物の食味については、消費者の評価に委ねられるべきものと考えており、ご意見を反映させることはできないと考えております。
	有機農産物、特に生鮮野菜などは、地産地消を中心に流通させるべきであり「卸売市場流通における第三者販売、直荷引きの仕組みの適用」は基本方針から削除すべき。	1	今後、有機農業による農産物の生産、流通・販売の取組を拡大していくためには、卸売市場流通の仕組みを活用することも必要と考えております。
	有機農産物は、市場で付加価値作物として流通させるのではなく、有機農業者と消費者、地域のマーケット等の結びつきを重視した流通を進めるべき。	1	

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
(有機ＪＡＳ関係)	現在、有機農産物に関わる表示は有機ＪＡＳによって規定されているが、有機農業を広げるために望ましい表示はどのようなものか、生産者や消費者の声を聞いて、新しい有機農産物の表示のあり方を検討するよう要望する。	1	「有機農産物」のＪＡＳ規格は、生産の基準や使用可能な資材等について、国際的な基準である有機食品に関するコーデックスガイドラインに準拠し、消費者、生産者等からなるＪＡＳ調査会の審議、パブリックコメント、ＷＴＯ通報等の手続を経て、制定しているところです。
	有機JASは有機農業の推進に役立っていない。実態を検証し、廃止か抜本的変更をすべし。	5	
	有機加工食品の原材料と表示に関し、有機ＪＡＳの基準を見直すべき。	1	
	有機認定制度はコーデックスのみに準じるとか消費者団体の考えでなく、農業をよく理解した上で構築すべき。	1	
	有機JAS制度を改善した上で有機農業推進法との整合を図るべき。	2	
	有機JASにおいて下水汚泥、人糞を利用できるようにすべき。	3	
	有機ＪＡＳで使用を認める資材については、畜糞等の中身の全く見えない物より、普通肥料登録している中身を全て明らかにしているコンポスト(汚泥発酵肥料)の方が安心、安全であると思う。	1	
	有機農業に使用できる農業資材が限定され過ぎて有機肥料・防除資材等の調達に支障が出ないように先を見据えた施策の推進を希望する。	1	
	有機ＪＡＳの基準に適合することが難しい果樹に取り組む特別栽培農家への配慮を望む。	1	
	農薬使用に関し、有機ＪＡＳの基準を見直すべき。	1	
	有機ＪＡＳにおける使用資材の内容証明に関する基準を見直すべき。	1	
	現在、有機ＪＡＳ法と食品衛生法によって人が直接食べても問題ないとされているものを証明書がないと土に入れられないということになっているが、納得できない。食品については各認定機関に判断を任せるようにすべき。	1	

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
	有機JASの認証生産が非常に負担になっており、有機JAS認証の事務、認証方法の簡素化をすべき。	4	有機ＪＡＳ制度においては、認定を受けるに当たり、生産方法等を定めたマニュアルや、生産行程の管理記録など、有機ＪＡＳ規格に従って生産が行われていることを確認するために必要な書類に限って作成を求めているところです。 農林水産省では、農業者の有機ＪＡＳ認定取得を容易にする観点から、農業者に対して、①認定取得のための知識、手順を詳細に解説したハンドブックの作成･配布、②認定の申請先である登録認定機関に関する情報の提供、等を行っているところです。
	市町村レベル等で生産工程管理記録の作成支援システムを作成すべき。	1	
	有機JAS認証料への助成や、有機農産物に関して税制面での優遇を行うべき。	10	農林水産省では、有機ＪＡＳ認定を受け、有機ＪＡＳ表示された有機農産物が、市場で正当に評価され、消費者等の信頼を確保することが有機農業振興のために重要と考えております。 このため、有機農産物に対する消費者の理解を増進するとともに、登録認定機関による検査認証業務が適切に行われ、合理的な認定手数料の設定が行われるよう、制度の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。
	「有機」の表示に関する規制は緩和すべき。	3	「有機」表示に関する規制が行われる以前には、有機農産物についての不適切な表示が行われたり、生産基準の不統一が見られるなど、消費者の適正な商品選択に支障が生じていました。そのため、平成１２年に、国際的な基準であるコーデックスガイドラインに準拠して、有機JAS規格を定め、有機ＪＡＳ規格を満たしたものについてのみ、「有機○○」と表示することを可能としているところです。
	有機という言葉はＪＡＳ法にパスした生産物とか、それを原材料に使った商品しか使えないようにもっともっと制約を設ける必要。	1	
	有機加工食品の表示に「国産」「外国産」を区分する必要。	1	有機加工食品においても、他の加工食品と同様に、加工食品品質表示基準に従って、原産国名の表示を義務付けているところです。
	有機ＪＡＳマークを改善すべき。	1	有機JASマークは、平成12年の有機JAS規格の制定に伴い、一般公募を行った応募作品の中から一次選考を行い、その後専門デザイナー2名により優秀マークを選考したものです。制定後7年余り経過し、認知度も高まってきていると考えております。

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
	有機ＪＡＳの認証については、地方公共団体ではなく民間能力の活用が重要。	2	平成17年のJAS法改正において、登録認定機関の要件として、検査認証に係る国際的な基準であるISOガイド65に適合する法人であること等を定めており、民間機関も地方公共団体もこれらの要件を満たせば登録認定機関となることが可能な制度となっております。
	有機農産物の表示、価格等について消費者の納得が得られるものにすることが必要。	1	農林水産省では、有機ＪＡＳ認定を受け、有機ＪＡＳ表示された有機農産物が、市場で正当に評価され、消費者等の信頼を確保することが重要であると考えており、今後とも、有機農産物に対する消費者の理解を促進するよう、有機JAS制度の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。
	有機農産物の安全性と生産コストについて消費者へのＰＲが必要。	1	
	有機食品やその表示ラベルに関して、流通業者や消費者がもっと理解できるよう積極的に教育セミナーを開いて欲しい。	1	
	海外からの有機JAS認定農産物が多いという問題を検討すべき。	1	国内の有機農産物については、その生産の拡大に資するよう、有機農業の推進に関する法律及び同法律に基づく基本方針に即し、有機農業の推進に取り組んでまいりたいと考えています。
	将来的に有機化粧品等の認定もできるようにして欲しい。	1	有機JAS規格は飲食料品及び飼料を対象としており、薬事法に規定する化粧品はJAS法の対象外です。
②技術開発等の促進	有機農業の技術は未熟で、収量、品質において慣行より劣る場合が多いと思われるので生産技術の確立と普及が急務。	1	基本方針案において、有機農業に関する技術の研究開発と成果の普及に努めることを記述しており、ご意見は反映されていると考えております。
	有機農業技術の飛躍的発展と充実が必要。	1	
	有機農法のマニュアル化を図るべき。	1	
	有機農業に適合する品種の育成をして欲しい。	3	有機農業を普及するための技術の一つとして検討してまいりたいと考えております。
	作物別の栽培指針、経営指標、周辺の通常の農業に及ぼす影響を研究すべき。	1	研究開発の細部は、今後、研究課題の検討の中で具体化してまいりたいと考えております。

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
	有機農業に関する研究開発に必要な予算を確保することが必要。	3	研究開発に当たっては、所要の予算の確保に努めてまいりたいと考えております。
	有機農業者が主体となった研究施設、体制の整備が必要。	6	基本方針案の第3の2の（1）において、既に取り組まれている有機農業に関する技術の解明、技術体系の確立等の研究実施に当たり、有機農業に関する研究を行う民間団体や有機農業者の参画を得て行うこととしており、ご意見は反映されていると考えております。
	有機農業に関する技術開発は、先行する有機農業の知見を共有し民間の活動を側面支援すべき。	7	
	有機農業者が欲しい情報の提供や新規の技術を勉強するための教育機会の拡大を願う。	1	基本方針案において、普及指導センターを中心に、有機農業者等と連携・協力して、有機農業に関する技術の普及に努めることを記述しておりご意見は反映されていると考えております。なお、普及指導員による有機農業に関する指導・助言が適切に行われるよう、有機農業者の協力を得て、普及指導員等に対する研修内容の充実を図ることを基本方針案に記述しております。
	有機農業に関する適切な技術情報の提供が必要	1	
	国や行政が、もっと有機農業に関する技術的な支援をする仕組みを確立してほしい。	1	
	普及指導員の養成や、これから有機農業をしたい人に対する支援は、有機農業現場を活用していくことが近道。	2	
	農業者への有機農業に関する技術情報の普及が必要。	1	
	点在している有機農業の実践者の経験を生かし、実践ほ場での展示、実技講習、有機飼料や有機肥料づくりのための共同実験等を行うことが必要。	1	
	有機農業研修ほ場、有機農業者を養成する農家への支援が必要。	2	
	都道府県による有機農業に関する研究普及組織の設置と研究、技術指導、相談の実施が必要。	1	
	普及指導員は慣行農業中心の普及に取り組んできておりスキルが低い。	1	

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
	有機農業に関する情報を総括して管理する機関、インターネット上での信頼できる情報の提供が必要。	1	研究成果の普及に当たっては、インターネット等も活用し、技術情報等有機農業の推進に必要な情報提供に努めてまいりたいと考えております。
③消費者の理解と関心の増進	有機（持続可能な循環型）農業の実践を通じた自然、環境、生命の総合教育の学校教育における必須科目化、学校教育への取り込みを要請。	21	有機農業の実践を学校教育において必須科目化することは困難と考えておりますが、基本方針案において、学校関係者に対して有機農業に関する知識の普及啓発などに努めることを記述する修正を行ったところであり、こうした取組を今後推進してまいりたいと考えております。
	有機農業を広く全国に広報する機関の設立、広報窓口の設置が要請。	5	基本方針案において、国及び地方公共団体は、有機農業に対する消費者の理解を増進するための広報活動等に努めることを記述しており、ご意見は反映されていると考えております。
	有機農業の特色についての消費者の理解促進の取組を積極的に行うべき。	2	
	消費者に対する普及啓発を目的とした事業活動に対する融資や予算措置が必要。	14	基本方針案の第3の4に示したように、有機農業者と消費者の連携と相互理解を深める取組を推進するほか、同案の第3の6に示したように、民間団体等による普及啓発活動を支援することとしています。
	地域自給及び地域の資源循環を促進していくことこそ、有機農業に適った最も適切な行動であることを、消費者に普及啓発することが必要。	1	今後、有機農業を推進するに当たっては、流通・販売業者、実需者や消費者と積極的に連携・協力して、有機農業による農産物の生産、流通、販売の拡大に努める必要があり、普及啓発の内容が地域自給にとどまることは取組として不十分と考えております。なお、地域の資源循環については、農業の自然循環機能を増進するものであり、その普及啓発に努めてまいりたいと考えております。
	消費者の有機農業に対する理解を増進するための取組として、学校給食等への有機農産物の利用の促進を明記すべき。	12	学校給食を通じて有機農業に対する理解を深める取組は有効と考えております。このため、基本方針案の第3の3に、学校関係者に対して有機農業に関する知識や、有機農業による農産物の生産、流通、販売及び消費に関する情報提供に努めることを記述する修正を行ったところであり、ご意見は反映されていると考えております。

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
	消費者の有機農業に対する理解を増進することに関し、優良な取組を行った民間団体の表彰は必要ない。	3	生産や流通、販売、その他の優れた取組を広く周知する上で、民間団体への表彰も手段の一つとして効果的と考えております。
	個々の農家や法人に細々と援助をしても効果は期待できない。国として農場を設立し、国民全体にわかりやすく有機農業をアピールすることを検討して欲しい。	1	我が国における有機農業が、これまで、専ら有機農業を志向する一部の農業者その他の関係者の自主的な活動によって支えられてきたことを考慮し、技術開発、普及啓発、体制整備等のそれぞれの施策推進に当たって、有機農業者、有機農業の推進に取り組む民間団体等と連携・協力していくことが重要かつ効果的だと考えております。
	消費者への情報提供も有機農業ばかり偏るのではなく、資源循環型農業（環境保全型農業）の取組みもPRできるようあわせて普及啓発なされるように努められたい。	1	環境保全型農業への取組も、農業環境規範、持続農業法に基づくエコファーマーへの認定、農地・水・環境保全向上対策の実施、全国環境保全型農業推進会議による普及啓発の推進等を通じて進めていく考えです。
	有機農産物への理解として食の安全という観点での理解も増進されるようにして欲しい。	1	有機農業は消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要に対応した農産物の供給に資するものであるとともに、自然循環機能の増進、環境への負荷の低減、生物多様性の保全に資するものであり、これら有機農業の有する様々な特性についての正しい理解が増進される必要があると考えています。
	有機農業に対する消費者の理解の増進を図るとあるが、有機農業は、「遺伝子組換え技術不使用」であることを明記すべき。	2	有機農業については、有機農業の推進に関する法律において既に遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とすると定義されており、基本方針にあらためてそのことを記述する必要性はないと考えております。
	有機農業に対する消費者の理解を増進するためには、メディア、キャラクター等を活用した取組が必要。	2	広報や情報の受発信における具体的方法については、それぞれの実施主体が今後、検討することとなると考えております。

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
	一般の人々は有機農業に関して曖昧な知識しかないため、収集できた有機農業の効用性を数字で表し、わかりやすく消費者に示すことが必要。	1	今後、有機農業に関する調査の結果等を踏まえ、どのような形でご意見を反映できるか検討してまいりたいと考えています。
	「ホームページ、シンポジウムの開催」等、具体的な施策が盛り込まれているが、基本方針に盛り込むものではない。また、消費者の理解を増進するための施策については、実効性のないものとならないよう、推進計画作成の際、地域の実情と関係者のニーズに合わせたものとすべき。	1	基本方針案の記述は推進計画策定時の参考となるよう具体的内容の一部を例示的に示したものであり、推進計画については、当然のことながら都道府県が地域の実情やニーズを十分踏まえ、自主的に策定されるべきものと考えております。
	テレビや雑誌でオーガニック＝「無農薬・無化学肥料」という不正確な表示を見たことがあるので、都道府県の広報誌などで消費者に正しい情報を継続的に発信することを要望。	1	基本方針案において、第3の3に示したとおり、有機農業に関する情報の受発信に努め、有機農業に対する消費者の理解の増進に努めてまいりたいと考えております。
④有機農業者と消費者の相互理解の増進	有機農業者と消費者の相互理解の増進のため、ポータルサイトやＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス。社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービス）、情報センターの構築が必要。	7	基本方針案において、消費者との情報の受発信に努めることを記述する修正を行ったところであり、ご意見については、この情報の受発信の取組を具体化する際の参考とさせていただきたいと考えております。
	グリーンツーリズムを通じた有機農業者と消費者との交流を深める取組の強化が必要。	10	基本方針案において、都市農村交流を通じて消費者の有機農業に対する理解を深める取組の推進に努めることを記述しており、ご意見は反映されていると考えております。
	都市住民が農業（有機農業）と触れ合うことのできる農業公園等の設置を要請。	5	都市住民が農業と触れ合うことのできる市民農園等の整備について支援しております。
	食育や環境教育などの中に有機農業を位置づけ、消費者の理解の増進に取り組まれたい。	1	基本方針案において、有機農業者と消費者の相互理解の増進を図るため、食育や地産地消、農業・農村体験学習、都市農村交流などの活動と連携して有機農業に対する理解を深めることを記述しており、ご意見は反映されていると考えております。

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
⑤調査の実施	有機農業実践者の技術、歴史など学術的体系にまとめる調査体制の発足を要請。	6	有機農業に関する技術や有機農業の取組の効果等を把握するための調査については、有機農業の推進に取り組む民間団体をはじめ関係者の協力を得つつ、実施することが必要と考えております。
	有機農業と、無肥料無農薬もしくは自然農法といわれるものとの区別を、はっきりさせるためにも、有機農業に関する技術を地域別にわかりやすくまとめる必要がある。	1	
	生きもの調査は、有機農業を客観的に評価できる手法であり、調査項目として重要なものであると明記すべき。	1	
	有機農業の推進に関して必要な調査は直ちに行うべき。	2	有機農業を推進するため、基本方針に即し必要な調査を計画的に実施してまいりたいと考えております。
	調査は有機農業者を対象に普及指導センターを通じて行えばよい。	1	調査については、その目的、内容に応じて必要な機関･団体の協力を得て実施することが適当と考えております。
⑥国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援	有機農業の推進に取り組む団体の活動経費への助成を望む。	1	有機農業の推進を目的とする団体に対する具体的な支援のあり方については、公平性や他の農業政策との整合性等にも留意しつつ、検討する必要があると考えております。
	有機農業の推進に関し、優良な取組を行った民間団体の表彰は必要ないと考える。	1	生産や流通、販売、その他の優れた取組を広く周知する上でも民間団体への表彰も手段の一つとして効果的と考えております。
	有機農業の推進に取り組む民間団体への支援には消費者団体も含まれることを明記すべき。	1	生産、流通、販売、認証、広報等民間団体の活動にも様々な取組があるため、「民間団体」と総称して表現していますが、基本方針案の第3の6の民間団体に消費者団体は含まれます。

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
⑦国の地方公共団体に対する援助	都道府県推進計画が「環境保全型農業計画のなかの一部」という誤解が生じないように、有機農業推進法にもとづく独自の政策体系であることを明記することが必要。	1	「有機農業」と「環境保全型農業」は、農業生産に由来する環境への負荷を低減するという点において共通する面があります。一方、生産・流通の実態、技術的な対応等に関し、化学肥料及び農薬を使用しないこと等を前提とする有機農業と、環境保全型農業とは異なる点が多いと考えられることから、こうした有機農業の実態、特徴を十分に踏まえてその推進に取り組むことが必要と考えております。
	都道府県においては、有機農業を単独の課題として推進していくという方向だけでなく、地域農業振興計画のなかに有機農業を積極的に位置付け、有機農業推進と地域農業発展が相互に関連しながら、同時に実現していくという政策方向が重要。	1	基本方針案の第3の1の(1)に示したとおり、有機農業を核として地域振興計画に位置づけながら推進していくことは重要と考えています。
	国から都道府県へ、そこから市町村へ施策がおりてくる際、本来の基本方針の意義を損ねたり、曲げることのないように、生活者に周知してほしい。	1	基本方針案の第3の7に示したとおり、国は都道府県に対し、本基本方針を踏まえた有機農業の推進の方針を内容とする推進計画の策定を積極的に働きかけるとともに、市町村も含めて有機農業の推進に関する施策の策定・実施に関し必要な指導・助言を行うこととしており、基本方針の意義が十分浸透するよう努めてまいります。
	地方自治体に対する国のサポートの具体的内容を明記すべき。	1	基本方針案において、国は地方公共団体の職員を対象にした有機農業に対する知識を深めるための研修の実施に努めることなど地方公共団体に対する支援の内容を記述しており、ご意見は反映されていると考えております。
	地方公共団体行政担当者レベルで有機農業を理解し、指導できる人材を育成する必要。	1	
	都道府県の推進計画は2～3年内に策定させるようにすべき。	1	推進計画はそれぞれの都道府県における有機農業に関するこれまでの取組、今後の取組にあたっての自主性の尊重等の観点から概ね平成23年度までにすべての都道府県で策定されることを目指していますが、有機農業の積極的な推進を図るため、可能な限り速やかに推進計画が策定されるよう都道府県に働きかけていく考えです。

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
(6)第4　その他有機農業の推進に関し必要な事項 ①関係機関･団体との 連携･協力体制の整備	健康を支える良質な農産物という位置づけを踏まえ、予防医療関係者との連携を入れ込むと同時に、園芸療法、園芸福祉の領域との親和性という特徴も方針化すると広がりがある計画づくりに寄与できる。	1	本基本方針は有機農業への取組を推進するという有機農業の推進に関する法律を踏まえて策定されるものであり、予防医療、園芸福祉等とのつながりについては、具体的な取組を検討･実施する上でどのように対応していくことができるのか、検討していきたいと考えております。
	基本方針第4ー1ー(3)について、第2パラグラフ2行目の「農業者」は「有機農業者」に改めるべき。	1	基本方針案において指摘を反映しました。
	周辺の通常の農業を行っている農業者の有機農業に対する理解の推進が必要。	3	基本方針案においては、有機農業を推進するため、関係機関･団体との連携･協力体制の整備に努めることを記述しており、ご意見は反映されていると考えております。
	有機農業の推進には、有機農業間の連携、また、行政、生産者、消費者が一体となった連携体制が必要。	2	
	有機農業の推進には地方自治体、ＪＡなど関係機関の協力が必要。	1	
②有機農業者等の意見の反映	国、地方自治体が有機農業者その他の関係者の意見を聴き、施策に反映させることが重要。	4	基本方針案では、有機農業の推進に関する施策の策定に当たって、パブリックコメントの募集、現地調査、有機農業者等との意見交換を行うことを記述しており、ご意見は反映されていると考えております。

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
③基本方針の見直し	本方針は食料･農業･農村基本計画の見直し前に早期に見直して、その結果を基本計画に反映させるべき。	3	基本方針案の（はじめに）に示したように、有機農業の推進は、農政の基本的方向と整合しながら進めていく必要があると考えております。また、同案の第4の3に示したように、本基本方針は平成１９年度から概ね5年間を対象として定めることとしていますが、有機農業を含めた農業を取り巻く情勢の変化、目標の達成状況や施策の推進状況により、必要があれば早期に見直すことも考えられます。
	今回、臨時委員に有機農業者一人は少ない。見直しに当たっては有機農業者を中心に、専門の審議会を作り、有機農業者の意見を十分に反映させるべき。	3	生産分科会は6名の委員から構成されていますが、必要に応じ、臨時委員を置くことができることとされており、このたび、基本方針を審議いただくに当たり、7名の臨時委員に議論に参画していただいております。この臨時委員として有機農業の生産者のほかにも、有機農業において重要な土づくりに知見を有する土壌学の専門家、農薬以外の病害虫防除手法に詳しい植物防疫の専門家、有機農産物の流通･販売に取り組む生協関係者、有機農業の推進に取り組む県の行政担当者等の有機農業の関係者からそれぞれ専門分野に関するご意見をいただいております。 このほか、基本方針（案）の検討にあたり、有機農業者等との意見交換会や基本方針案についてのパブリックコメントを実施し、関係者の意見を聴取してきたところです。 今後とも、施策の推進に当たっては、関係者の意見が十分反映されるよう努めるとともに、基本方針の見直しについても、関係者の意見交換会等を通じ、有機農業者の意見が十分反映されるよう努めてまいりたいと考えています。
	国と都道府県の推進体制、推進計画を評価する機関を民間関係機関で立ち上げ、その評価に沿って基本方針を見直すべき。	1	全国、地方ブロックの段階においてそれぞれ有機農業者や有機農業の推進に取り組む民間団体等をはじめ、生産･流通･消費の分野の関係者等で構成する有機農業の推進体制の整備に努めることを記述しており、こうした推進体制の下での意見･情報交換を通じて、より良い推進体制の在り方や推進計画の内容の改善が図られるものと考えております。

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
(7) その他	市街化調整区域や住宅地内及び住宅地に近接した農地、地方公共団体が行っている市民農園等では、有機農業を優先的に又は義務的に実施することとし、国や都道府県は、該当する農業者等に対し、経営的かつ技術的な支援を行うようにすること。	4	有機農業の推進に関する法律では、有機農業の推進は農業者その他の関係者の自主性を尊重しつつ行うことと定めており、市街化区域内の農地あるいは市民農園等の農地で優先的あるいは義務的に有機農業が進められるべきものではないと考えます。
	景観保全や屋上、壁面緑化など省エネのための非食用作物の栽培にも、有機農業の手法を取り入れるようにすること。	1	環境負荷低減等の観点から非食用作物であっても、有機農業の概念に該当し得るものであると考えています。
	次々と政策を打ち出されても現場にはその政策を実行する余力はない。政策を統合し仕事量を減らすことが必要。	1	基本方針案の第3の7、第4の1の(1)に示したように地方公共団体における円滑な業務推進に資するため、国は必要は助言等を行うほか、地方公共団体に対する研修の実施、部局間の連携体制確保の働きかけを行い、有機農業の積極的な推進を図っていきたいと考えています。
	農産物の表示における無農薬という表現は、有機認定者のみ使用可能にした方がよい。	1	「無農薬」の表示からは、消費者が「一切の残留農薬を含まない農産物」と受け取ることが懸念され、優良誤認を招くおそれがあることから、表示禁止事項としているところです。
	非農薬田、住居地域など、農薬の空中散布を望まない人たちに農薬被害を強いるのはおかしい。農薬の空中散布を国レベルで禁止すること。	1	農薬の散布方法については、農地の団地化、混住化の状況等と散布の効率性を勘案して決められるものと考えていますが、有機農業を含む地域等にあっては、地域における連携体制のもと、十分な協議・調整がなされることが重要と考えています。
	有機農業者が作付けする農園の周りは慣行農法からの充分な緩衝地帯(10m以上)を設け，それによる慣行農業に取り組む者が受ける損失は市町村が負担する施策を要請する。	1	
	農薬の一斉防除、空中散布、農産物検査規格、農薬散布への補助金などについて、有機農業の推進と整合が図られるよう見直すことを明記すべき。	2	

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
	人の健康を考える上で、ご飯中心の食事の普及を図る施策に取り組むことが必要。	1	日本の風土に適した米を中心に多様な副食から構成され、栄養バランスに優れた「日本型食生活」について、シンポジウムの開催やテレビ等通じた普及･啓発、スーパーマーケット等の小売店などの食品を購入･消費する場での普及等を通じて、その実践を促進しています。
	遺伝子組み替え種子の輸入規制･監視を徹底して欲しい。また、遺伝子組換え農産物は、実験も含めて、全面禁止に力を尽くして欲しい。	2	有機農業推進法においては有機農業の定義として「遺伝子組み換え技術を基本として使用しない」とあります。 一方、わが国において遺伝子組換え農産物は、 ①食品の安全性については食品衛生法、 ②飼料として使用するときの安全性については飼料安全法、 ③生物多様性への影響についてはカルタヘナ法、 により、それぞれ科学的なデータに基づく審査により安全性が確認されたもののみ、使用できるとする枠組みが確立されています。 なお、農林水産省としては、遺伝子組換え技術は、将来の食糧問題、環境問題の解決などに大きな可能性を有するものであると考えおり、上記の法的枠組みの下で、国民の理解を得ながら推進していくことが必要と考えています。
	過剰施肥による地下水の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の合計値が環境基準値を超えている情況は全国で5％を超える状況の中、地下水汚染を起こさない農業生産を進めるために、いずれの農法であっても環境基準を下回っている生産者を褒め称え、社会的評価を高める取組を行うべき。	1	全国環境保全型農業推進コンクールによる顕彰等により、地下水の水質を含め環境保全に配慮した取組の社会的を評価を高める取組を推進しております。

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
	小麦についての赤カビ病罹病率の検査基準の見直しが必要。	1	厚生労働省が、平成１４年度にデオキシニバレノールの行政上の指導指針となる暫定的な基準値を新設したことを受け、デオキシニバレノールの産生原因である赤かび粒の農産物検査の混入限度の強化を行ったところです。厚生労働省によれば、デオキシニバレノールは、人においては悪心、嘔吐、下痢等の消化器症状が、マウスへの投与実験では、胸腺、脾臓、心臓、肝臓への影響が報告されているかび毒であり、通常の調理過程では、減毒されないとしています。
	農産物検査規格(米の着色粒混入割合)の見直しが必要。	3	農産物検査は、一般の米など大量流通する農産物の効率的な流通を可能とする規格取引の根拠となっています。 国内産米の主要用途である主食用米については、カメムシの被害による斑点米などの着色粒については、その斑点が精米しても残り、消費者、流通業者などからのクレームの主要な原因となっています。 また、消費者が着色粒が混入した精米を特に嫌い、流通業者が多くの労力、コストをかけて着色粒を除去している現状から、現行の国内産米の着色粒の規格が設けられています。 一方、輸入米については、主として米粉等に加工されることから、米粉等の色相に影響を与えない程度の混入は問題となることはありません。そのため、外国産米の農産物検査規格については、主として米飯として粒のまま消費者に届けられる国内産とは異なる基準となっています。 なお、カメムシによる着色粒については、 ①畦畔などのカメムシ類の生育場所の草刈り等を徹底して行う ②地域ごとに水田に侵入するピークである時期に出穂期を迎えないよう、田植えの時期をずらす 等の取組を行うことにより一等米の基準をクリアすることは可能であると考えております。
	農産物検査規格(米の着色粒混入割合)について、国内産の基準を外国産米と同等にする見直しが必要。	2	

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
	国、地方公共団体に有機農業を推進する専門の部署の設置が必要。	2	基本方針案において、生産･流通･販売･消費にわたる有機農業の推進に関する施策を計画的かつ一体的に推進し、施策の効果を高めるため、国及び地方公共団体において、これらの施策を担当する部局間の連携を確保する体制の整備に努めることを記述しており、こうした体制の整備を通じて、有機農業の推進に努めてまいりたいと考えております。
	災害時等の保障制度の創設が必要。	3	災害等の減収については、農業災害補償制度や制度資金を措置しておりますので、これらのご活用をご検討下さい。
	有機農業者が中心となった有機栽培専用の共済の仕組作りが必要と考える。	1	
	有機農業は多くのリスクを抱えているため、不測の被害を被った場合に、何らかの形で救済される制度が検討されることが望ましいと考える。	1	
	有機農業に取り組むほ場を生産調整の対象から除外すべき。	2	農業者への生産数量目標の配分のための一般ルールの設定の考え方と同様、有機ほ場を生産調整の対象とするかしないかは、地域協議会において協議した上で、地域の判断で決定することができます。 ただし、一般的に有機ほ場すべてを生産調整の対象から除外するということは、慣行栽培等、他の栽培ほ場の生産数量目標を縮減するということであり、地域の生産調整方針作成者の合意が得られるよう慎重な議論が必要と考えております。
	使用済み資材の廃棄補填金の創設が必要。	1	資材の処分に要する経費は個別経営のコストであり、公的負担を行うことは困難です。

項目	ご意見等の概要	意見等数	ご意見等に対する考え方、対応
	有機質肥料の安全性確保のための法整備が必要。	1	生産工程や原料によって有害成分が混入するおそれがある肥料については、肥料取締法に基づき、科学的知見を踏まえ、含有を許される有害成分の最大量等について公定規格を定めるとともに、規格に適合していることを確認した上で、登録されたものだけが生産･販売できる仕組みとし安全性を確保しているところです。 また、有害成分であるカドミウムについては、食品衛生法に定める基準値を超える米が生産された農用地においては、農用地の土壌汚染防止等に関する法律に基づき、客土等の農用地の土壌の汚染を除去するための対策が講じられているところです。
	土壌中の環境汚染物質による汚染の防止対策と助成が必要。	1	
	有機種苗の安定供給技術等の開発が必要。	1	有機種苗の供給のあり方については、今後の課題とさせていただきたいと考えております。
	有機種苗の安定供給の体制整備が必要。	1	
	子供たちが種まき体験する際に、農薬のついた種を使用しなくてすむような、支援措置･行政指導が必要。	1	